

ふぐ処理師免許に係る審査基準の一部改正（案）の概要

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 改正背景

都道府県等間のふぐ処理師の受入れ促進等を目的として、国は「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号）（以下「認定基準」という。）を策定し、全国的にふぐ処理師の認定制度の見直しが進められている。

本県においても、認定基準の趣旨を踏まえ、令和5年3月「ふぐの取扱い等に関する条例」及び「ふぐの取扱い等に関する条例施行規則」の一部を改正した。

これを受け、ふぐ処理師の免許を与えるかどうかの判断基準を定めた「ふぐ処理師免許に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）についても、関連する規定の見直し等を行う必要がある。

2 改正内容

認定基準及びその認定手続きを定めた「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発0501第10号）の趣旨を踏まえ、以下のとおり審査基準を改める。

- （1）除毒等の技術について、試験時間を20分に改め、皮ひきを試験項目から削除する。
- （2）他都道府県等の資格者の受入れ要件を、認定基準に適合する認定要件に基づいた試験に合格し免許等を受けている者等とする。
- （3）その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年5月1日（予定）